

令和 8 年度

石川庁舎等警備業務委託契約書（案）

うるま市役所

令和8年度石川庁舎等警備業務委託契約書（案）

石川庁舎等における警備業務委託について うるま市長 中村 正人（以下「発注者」という。）と 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○（以下「受注者」という。）との間において、別紙仕様書及び別紙「警備員の条件」（以下「仕様書等」という。）に基づき委託契約を締結する。

（警備対象施設）

第1条 警備対象施設は、別紙仕様書のとおりとする。

（委託料）

第2条 本契約代金は、総額 金○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○○円）、月額 金○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○円）とする。

- 2 発注者は、前項に定める委託料を適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。
- 3 発注者は、本契約締結後、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、上記消費税額は変動後の税率に従って計算され、合計金額は本体金額に変動後の消費税額を加算した額を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第3条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

（履行期間）

第4条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（警備報告書）

第5条 受注者は、警備報告書を作成し、発注者又は発注者の指定する者に提出し警備状況を毎日報告しなければならない。

（警備主任及び警備員の承認）

第6条 受注者の派遣する警備主任及び警備員については、仕様書等に適合する者を事前に経歴書（写真貼付）、健康診断書、住民票抄本、その他必要書類を発注者に提出し、発注者の承認を得て就業しなければならない。

2 受注者は、人事管理上その他やむを得ない理由により、警備員の異動交代を行う場合においては、事前にその旨を発注者に通知しなければならない。

(受注者の損害賠償責任等)

第7条 受注者は、本契約の各条項に違反し、あるいは故意又は過失により、発注者又は第三者（発注者の職員を含む）に与えた身体の障害は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務の履行に関し、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の警備対象施設が滅失、毀損、紛失若しくは盗取されたことにより生じた発注者の損害については、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の警備担当員又はその他従業員が業務遂行中に被る損害について賠償の責めを負わないものとする。ただし、発注者又は発注者の責めに任ずるべき者の過失又は作為による損害については、この限りではない。

(受注者の賠償額)

第8条 受注者は、第7条第3項の規定に基づき発注者に支払うべき損害賠償のため下記の保険に加入するものとする。また、受注者が発注者に支払うべき損害賠償額が下記保険の支払い可能金額を超える額についても受注者が発注者に支払うべき損害賠償の額とする。

- (1) 対人賠償保険
- (2) 対物賠償保険

なお上記加入証券、証書、またそれに代わるものとの写しを提出するものとする。

(事故等の通知)

第9条 受注者は、警備対象施設に事故が発生し、又はその恐れがあるときは発注者に通知し、発注者はその対策を講じるものとする。

- 2 発注者及び第三者が第7条による被害を受けたときは、発注者はその事実を知った日から15日以内に書面又は電話連絡で、受注者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者の警備担当員及びその他従業員は、本契約履行期間中及び履行期間終了後においても、発注者の全ての業務内容に関して知り得た事項について、秘密保持を厳守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、業務委託の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(免責事項)

第13条 受注者は、次の各号に掲げる場合に起因する損害については、損害賠償の責めに任じないものとする。

- (1) 天災、地変等による不可抗力の損害
- (2) 警備対象施設の瑕疵に起因する損害
- (3) 暴動、労働争議等により受注者が警備を実施することが不可能になったとき。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。なお受注者は、契約解除によって生じた受注者の損害について発注者に請求することは出来ない。

- (1) 受注者が正当な理由なくこの契約の全部、又は一部を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
 - (2) 受注者がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 受注者が銀行取引を停止されたとき。
 - (5) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。
- 2 前項に規定する事項に該当し、当該契約の解除に至った場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を市長が定める期限までに市に納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において第3条第1項に規定する契約保証金の納付が行われているときは、当該契約保証金を違約金に充当できるものとする。

(異議申し立て)

第15条 前条の規定により発注者が本契約を解除しても、受注者は、発注者に対して損害及び異議の申し立てをすることはできない。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第16条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度 円

令和8年度 円

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 円

令和8年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前

項の出来高予定額を変更することができる。

(協議事項)

第17条 発注者及び受注者は、相互に協力し信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契約の履行について生じた疑義及び定めのない事項については法令その他慣習に従うほか、双方協議して決定するものとする。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関して生じた双方間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(紙契約の場合)

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約の場合)

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にちにかかわらず、発注者及び受注者が合意した次に掲げる日にちから効力を有するものとする。

令和 8年 月 日

発注者 住 所 うるま市みどり町一丁目1番1号

氏 名 うるま市長 中村 正人 

受注者 住 所

氏 名 